

収 支 報 告 書

令和5年 5月 1日

堺市議会議長

様

議員氏名

上村太一

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
更 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	330,685	330,685	
広 報 ・ 広 聴 費	1,393,544	1,393,544	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,421,905	1,421,905	
支 出 合 計	3,146,134	3,146,134	

令和4年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 上村太一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
広報広聴費	4月1日から 3月31日	市政に関わる報告及び市民からの意見要望を募るため、市政報告の配布、報告会の実施を行った。
資料購入費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究の為、新聞・書籍等を購入しました。
事務・事務所費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究を行うため、堺市堺区において事務所を借り上げました。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月8日		810,000		810,000			
4月27日	4-1		4,277	805,723	新聞代	⑥	
4月27日	4-2		2,736	802,987	ラミネートフィルム	⑨	
4月27日	4-3		6,048	796,939	ラミネーター	⑨	
4月27日	4-4		1,424	795,515	ラミネートフィルム	⑨	
4月27日	4-5		713	794,802	シュレッダーオイル	⑨	
4月27日	4-6		7,992	786,810	PC関連用品代	⑨	
4月27日	4-7		6,834	779,976	電気代	⑨	
4月27日	4-8		3,960	776,016	ゴミ袋	⑨	
4月27日	4-9		1,390	774,626	adobe acrobat使用料	⑨	
4月27日	4-10		6,160	768,466	PCセキュリティ使用料	⑨	
4月27日	4-11		5,988	762,478	通信代	⑨	
4月27日	4-12		179	762,299	one drive使用料	⑨	
4月27日	4-13		4,290	758,009	ボネクタ使用料	⑦	
4月27日	4-14		2,500	755,509	日経クロステック	⑥	
4月30日	4-15		8,511	746,998	携帯代	⑨	
				746,998			
月計		810,000	63,002	746,998			
累計		810,000	63,002	746,998			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月9日	5-1		88,060	658,938	家賃	⑨	
5月9日	5-2		6,125	652,813	資料購入	⑥	
5月9日	5-3		12,858	639,955	ホームページ保守料	⑦	
5月9日	5-4		14,815	625,140	市政報告配布料	⑦	
5月9日	5-5		5,340	619,800	ごみ処理代	⑨	
5月13日	5-6		3,200	616,600	飲料水代	⑨	
5月27日	5-7		4,277	612,323	新聞代	⑥	
5月27日	5-8		5,967	606,356	電気代	⑨	
5月27日	5-9		10,387	595,969	office365使用料	⑨	
5月27日	5-10		1,390	594,579	adobe使用料	⑨	
5月27日	5-11		6,777	587,802	通信料	⑨	
5月27日	5-12		179	587,623	one drive使用料	⑨	
5月27日	5-13		4,290	583,333	ボネクタ使用料	⑦	
5月27日	5-14		2,500	580,833	日経クロステック	⑥	
5月27日	5-15		88,060	492,773	家賃	⑨	
5月27日	5-16		5,025	487,748	資料購入	⑥	
5月30日	5-17		2,520	485,228	郵送代	⑦	
5月31日	5-18		8,718	476,510	携帯代	⑨	
月計		0	270,488				
累計		810,000	333,490	476,510			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月10日	6-1		16,500	460,010	資料購入代	⑥	
6月10日	6-2		7,056	452,954	郵送代	⑦	
6月17日	6-3		9,848	443,106	資料購入代	⑥	
6月19日	6-4		84	443,022	市政報告郵送代	⑦	
6月27日	6-5		4,277	438,745	新聞代	⑥	
6月27日	6-6		4,912	433,833	電気代	⑨	
6月27日	6-7		1,390	432,443	adobe acrobat使用料	⑨	
6月27日	6-8		75,556	356,887	市政報告発行代	⑦	
6月27日	6-9		2,592	354,295	PC関連用品代	⑨	
6月27日	6-10		7,992	346,303	PC関連用品代	⑨	
6月27日	6-11		6,060	340,243	通信代	⑨	
6月27日	6-12		21,076	319,167	封筒代	⑦	
6月27日	6-13		179	318,988	OneDrive使用料	⑨	
6月27日	6-14		2,800	316,188	事務用品代	⑨	
6月27日	6-15		4,290	311,898	ポネクタ使用料	⑦	
6月27日	6-16		1,980	309,918	新聞代	⑥	
6月27日	6-17		2,500	307,418	日経クロステック	⑥	
6月30日	6-18		8,542	298,876	携帯代	⑨	
月計		0	177,634				
累計		810,000	511,124	298,876			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月6日	7-1		88,060	210,816	家賃	⑨	
7月8日		810,000		1,020,816	政務活動費受入		
7月12日	7-2		5,025	1,015,791	資料購入費	⑥	
7月12日	7-3		5,340	1,010,451	ごみ処理代	⑨	
7月12日	7-4		38,145	972,306	市政報告送料	⑦	
7月12日	7-5		156,675	815,631	市政報告ポスティング料	⑦	
7月27日	7-6		4,277	811,354	新聞代	⑥	
7月27日	7-7		3,540	807,814	電気代	⑨	
7月27日	7-8		3,887	803,927	チラシ代	⑦	
7月27日	7-9		1,390	802,537	adobe acrobat使用料	⑨	
7月27日	7-10		365	802,172	事務用品代	⑨	
7月27日	7-11		6,525	795,647	通信費	⑨	
7月27日	7-12		179	795,468	OneDrive使用料	⑨	
7月27日	7-13		4,290	791,178	ボネクタ使用料	⑦	
7月27日	7-14		1,980	789,198	新聞代	⑥	
7月27日	7-15		2,500	786,698	日経クロステック	⑥	
7月28日	7-16		6,125	780,573	資料購入	⑥	
7月28日	7-17		88,060	692,513	家賃	⑨	
7月31日	7-18		8,918	683,595	携帯代	⑨	
月計		810,000	425,281				
累計		1,620,000	936,405	683,595			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月29日	8-1		1,980	681,615	新聞代	⑥	
8月29日	8-2		4,277	677,338	新聞代	⑥	
8月29日	8-3		4,956	672,382	電気代	⑨	
8月29日	8-4		1,390	670,992	adobe acrobat使用料	⑨	
8月29日	8-5		6,990	664,002	通信代	⑨	
8月29日	8-6		179	663,823	OneDrive使用料	⑨	
8月29日	8-7		4,290	659,533	ポネクタ使用料	⑦	
8月29日	8-8		1,980	657,553	新聞代	⑥	
8月29日	8-9		2,500	655,053	日経クロステック	⑥	
8月29日	8-10		88,060	566,993	家賃	⑨	
8月29日	8-11		5,025	561,968	資料購入代	⑥	
8月29日	8-12		5,340	556,628	ごみ処理代	⑨	
8月31日	8-13		8,479	548,149	携帯代	⑨	
				548,149			
				548,149			
				548,149			
				548,149			
月計		0	135,446				
累計		1,620,000	1,071,851	548,149			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月12日	9-1		16,500	531,649	時事通信	⑥	
9月27日	9-2		4,277	527,372	新聞代	⑥	
9月27日	9-3		4,952	522,420	電気代	⑨	
9月27日	9-4		7,778	514,642	市政報告発行代	⑦	
9月27日	9-5		89,159	425,483	市政報告発行代	⑦	
9月27日	9-6		1,390	424,093	adobe acrobat使用料	⑨	
9月27日	9-7		4,384	419,709	PC関連ソフト代	⑨	
9月27日	9-8		1,980	417,729	新聞代	⑥	
9月27日	9-9		6,060	411,669	通信代	⑨	
9月27日	9-10		8,400	403,269	郵送代	⑦	
9月27日	9-11		179	403,090	OneDrive使用料	⑨	
9月27日	9-12		4,290	398,800	ボネクタ使用料	⑦	
9月27日	9-13		1,980	396,820	新聞代	⑥	
9月27日	9-14		2,500	394,320	日経クロステック	⑥	
9月29日	9-15		88,060	306,260	家賃	⑨	
9月29日	9-16		43,005	263,255	送料	⑦	
9月29日	9-17		5,025	258,230	資料購入代	⑥	
9月30日	9-18		8,476	249,754	携帯代	⑨	
月計		0	298,395				
累計		1,620,000	1,370,246	249,754			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
10月7日	10-1	810,000		1,059,754	政務活動費受入		
10月27日	10-2		4,277	1,055,477	新聞代	⑥	
10月27日	10-3		5,697	1,049,780	電気代	⑨	
10月27日	10-4		1,390	1,048,390	adobe acrobat使用料	⑨	
10月27日	10-5		1,980	1,046,410	新聞代	⑥	
10月27日	10-6		6,610	1,039,800	通信代	⑨	
10月27日	10-7		2,832	1,036,968	ガソリン代	⑦	
10月27日	10-8		179	1,036,789	OneDrive使用料	⑨	
10月27日	10-9		4,290	1,032,499	ボネクタ使用料	⑦	
10月27日	10-10		2,500	1,029,999	日経クロステック	⑥	
10月27日	10-11		1,980	1,028,019	新聞代	⑥	
10月27日	10-12		26,400	1,001,619	日本教育新聞	⑥	
10月27日	10-13		189,075	812,544	市政報告配布代	⑦	
10月27日	10-14		4,255	808,289	資料購入代	⑥	
10月27日	10-15		5,340	802,949	ごみ処理代	⑨	
10月27日	10-16		88,060	714,889	家賃	⑨	
10月31日	10-17		8,600	706,289	携帯代	⑨	
				706,289			
				706,289			
月計		810,000	353,465				
累計		2,430,000	1,723,711	706,289			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
11月21日	11-1		1,302	704,987	事務用品代	⑨	
11月28日	11-2		4,277	700,710	新聞代	⑥	
11月28日	11-3		4,702	696,008	電気代	⑨	
11月28日	11-4		1,390	694,618	adobe acrobat使用料	⑨	
11月28日	11-5		864	693,754	ドメイン使用料	⑦	
11月28日	11-6		1,980	691,774	新聞代	⑥	
11月28日	11-7		6,216	685,558	通信代	⑨	
11月28日	11-8		179	685,379	OneDrive使用料	⑩	
11月28日	11-9		4,290	681,089	ボネクタ使用料	⑦	
11月28日	11-10		27,764	653,325	資料購入代	⑥	
11月28日	11-11		2,500	650,825	日経クロステック	⑥	
11月28日	11-12		1,980	648,845	新聞代	⑥	
11月28日	11-13		28,389	620,456	事務用品代	⑨	
11月28日	11-14		4,200	616,256	郵送代	⑦	
11月29日	11-15		88,060	528,196	家賃	⑨	
11月29日	11-16		5,025	523,171	資料購入代	⑥	
11月30日	11-17		8,476	514,695	携帯代	⑨	
月計		0	191,594				
累計		2,430,000	1,915,305	514,695			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月12日	12-1		16,500	498,195	資料購入代	⑥	
12月27日	12-2		4,277	493,918	新聞代	⑥	
12月27日	12-3		11,546	482,372	市政報告郵送用封筒代	⑦	
12月27日	12-4		4,087	478,285	電気代	⑨	
12月27日	12-5		1,390	476,895	adobe acrobat使用料	⑨	
12月27日	12-6		1,980	474,915	新聞代	⑥	
12月27日	12-7		6,284	468,631	通信代	⑨	
12月27日	12-8		2,920	465,711	ガソリン代	⑦	
12月27日	12-9		179	465,532	OneDrive使用料	⑨	
12月27日	12-10		4,290	461,242	ボネクタ使用料	⑦	
12月27日	12-11		2,500	458,742	日経クロステック	⑥	
12月27日	12-12		1,980	456,762	新聞代	⑥	
12月31日	12-13		8,473	448,289	携帯代	⑨	
				448,289			
				448,289			
				448,289			
				448,289			
月計		0	66,406				
累計		2,430,000	1,981,711	448,289			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月4日	1-1		88,060	360,229	家賃	⑨	
1月8日	1-2		5,340	364,889	ごみ処理代	⑨	
1月8日	1-3		5,025	349,864	資料購入代	⑥	
1月10日		810,000		1,159,864	政務活動費受入		
1月27日	1-4		16,434	1,143,430	新聞代	⑥	
1月27日	1-5		4,277	1,139,153	新聞代	⑥	
1月27日	1-6		4,852	1,134,301	電気代	⑨	
1月27日	1-7		1,390	1,132,911	adobe acrobat使用料	⑨	
1月27日	1-8		4,012	1,128,899	市政報告発行代	⑦	
1月27日	1-9		1,980	1,126,919	新聞代	⑥	
1月27日	1-10		6,327	1,120,592	通信代	⑨	
1月27日	1-11		83,625	1,036,967	市政報告発行代	⑦	
1月27日	1-12		179	1,036,788	one drive 使用料	⑨	
1月27日	1-13		7,317	1,029,471	市政報告発行代	⑦	
1月27日	1-14		5,040	1,024,431	郵送代	⑦	
1月27日	1-15		4,290	1,020,141	ボネクタ使用料	⑦	
1月27日	1-16		1,980	1,018,161	新聞代	⑥	
1月27日	1-17		2,500	1,015,661	日経クロステック	⑥	
1月27日	1-18		88,060	927,601	家賃代	⑨	
1月27日	1-19		6,125	921,476	資料購入代	⑥	
1月31日	1-20		8,701	912,775	携帯代	⑨	
月計		810,000	345,514				
累計		3,240,000	2,327,225	912,775			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2月13日	2-1		3,200	909,575	飲料水代	⑨	
2月27日	2-2		6,315	903,260	資料購入代	⑥	
2月27日	2-3		4,277	898,983	新聞代	⑥	
2月27日	2-4		3,035	895,948	ガソリン代	⑦	
2月27日	2-5		8,440	887,508	電気代	⑨	
2月27日	2-6		1,390	886,118	adobe acrobat 使用料	⑨	
2月27日	2-7		1,980	884,138	新聞代	⑥	
2月27日	2-8		6,016	878,122	通信代	⑨	
2月27日	2-9		5,390	872,732	ボネクタ使用料	⑦	
2月27日	2-10		976	871,756	事務所備品代	⑨	
2月27日	2-11		2,500	869,256	日経クロステック	⑥	
2月27日	2-12		2,552	866,704	PC保守延長代	⑨	
2月27日	2-13		1,980	864,724	新聞代	⑥	
2月28日	2-14		8,486	856,238	携帯代	⑨	
				856,238			
				856,238			
				856,238			
月計		0	56,537				
累計		3,240,000	2,383,762	856,238			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月1日	3-1		85,219	771,019	家賃代	⑨	
3月1日	3-2		42,660	728,359	市政報告送料	⑦	
3月1日	3-3		162,000	666,359	市政報告配布代	⑦	
3月1日	3-4		5,340	561,019	ごみ処理代	③	
3月1日	3-5		5,025	555,994	資料購入代	⑥	
3月8日	3-6		14,727	541,267	市政報告代	⑦	
3月10日	3-7		16,500	524,767	資料購入代	⑥	
3月26日	3-8		3,155	521,612	資料購入代	⑥	
3月26日	3-9		58,706	462,906	家賃代	⑨	
3月27日	3-10		4,277	458,629	新聞代	⑥	
3月27日	3-11		8,598	450,031	電気代	⑨	
3月27日	3-12		13,935	436,096	市政報告用封筒代	⑦	
3月27日	3-13		1,390	434,706	adobe acrobat使用料	⑨	
3月27日	3-14		2,552	432,154	PC保守延長代	⑨	
3月27日	3-15		1,980	430,174	新聞代	⑥	
3月27日	3-16		6,720	423,454	通信代	⑨	
3月27日	3-17		179	423,275	one drive使用料	⑨	
3月27日	3-18		5,390	417,885	ボネクタ使用料	⑦	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3月27日	3-19		8,943	408,942	市政報告代	⑦	
3月27日	3-20		2,500	406,442	日経クロステック	⑥	
3月27日	3-21		1,980	404,462	新聞代	⑥	
3月27日	3-22		68,232	336,230	市政報告代	⑦	
3月31日	3-23		233,887	102,343	市政報告配布代	⑦	
3月31日	3-24		8,477	93,866	携帯代	⑨	
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
				93,866			
月計		0	762,372				
累計		3,240,000	3,146,134	93,866			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

上 村 太 一

管理責任者 (議員名)	上村太一		
事務所名	上村太一事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町 5-7 TEL 072 (255) 0445		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ）		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）	
延べ面積	35.67 m ²	賃借料	月額 110,000 円 （政務活動費充当額 88,440円）
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	（次のいずれかの説明方法を選択） <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 28.54 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 （政務活動費充当額 円）
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	振込手数料 75 円含む		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物貸借契約書

貸主：[REDACTED] 様

借主：上村太一様



社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

正会員

事業用建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX

(以下、甲という) と、

賃借人 上村太一 092-225-0445

(以下、乙という) とは、

次のとおり事業用建物賃貸借契約を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

名 称	北ビル			
所 在 地	堺市堺区新町5-7			
室 番 号	棟 1階 B号室	間 取		
種 類	<input type="checkbox"/> 店舗・ <input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 工場・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> その他 ()			
構 造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()			
屋 根	<input type="checkbox"/> 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> スレート葺・ <input type="checkbox"/> 鋼板葺・ <input type="checkbox"/> その他 ()			
契約対象面積 <input checked="" type="checkbox"/> 壁芯 <input type="checkbox"/> 内法	1階B号室	35.67㎡	備考	
		㎡		
		㎡		
	合 計	35.67㎡		
付 属 設 備	ト イ レ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専用 <input checked="" type="checkbox"/> 共用	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 非水洗・ <input type="checkbox"/>
	浴 室	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	冷 蔵 庫 電 話 備 付 家 具 有 線 放 送 B S 放 送	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	シャワー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	給湯器具	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	照明器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	ガスコンロ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
付 属 施 設	駐 車 場	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	駐 輪 場	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	物 置	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	専 用 庭 園	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
所有名義人住所	堺市 XXXXXXXXXX			
	※登記簿記載住所を記入			
所有名義人氏名	XXXXXXXXXX			
	※登記簿記載氏名を記入			
備 考				

II. 契約条項

(目的及び用途)

第 1 条 賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、標記（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を標記（3）に記載する使用目的として以下の条項により締結する。

(契約期間等)

第 2 条 契約期間は、標記の通りとする。

ただし、甲は標記契約期間満了の6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に、相手方に対し書面による申出がないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に2年間契約は更新されるものとし、以後もこの例により更新することもできる。

(賃料等)

第 3 条 賃料並びに共益費等は、標記（5）のとおりとする。

- 2 乙は、翌月分の賃料並びに共益費等を、毎月27日までに甲方に持参して支払うか、または、甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。但し、振込み手数料は乙の負担とする。
- 3 契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。

(保証金)

第 4 条 乙は、標記（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合、甲は 日以内に前項の乙より受託した保証金より標記の解約控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。但し、乙に賃料等の滞納、損害賠償、その他本契約から生じた債務不履行により債務等がある場合、甲は標記解約控除金とは別途に標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合、甲はその内訳を乙に明示するものとする。
- 3 前項のほか、甲は乙に対して、保証金を契約期間に応じて下記金額を控除して返還するものとする。
 - (1) 存続期間が 年未満であった場合
保証金の % (金 円)
 - (2) 存続期間が 年以上 年未満であった場合
保証金の % (金 円)
 - (3) 存続期間が 年以上 年未満であった場合
保証金の % (金 円)
- 4 乙は、契約期間内において、賃料及び、その他の債務等を保証金と相殺することはできないものとする。
- 5 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、他の債務の担保に供してはならない。

(諸経費の負担)

第 5 条 本物件に対する公租公課その他の賦課金を除き、電気、ガス、電話等の料金、その他本物件の使用により生ずる諸経費は、すべて乙の負担とする。

(修理等)

第 6 条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造物の維持保全に必要な修理費は甲の負担とする。

- 2 本物件内のカーペット、クッションフローアーによる修理取り替え費用は乙の負担と

する。

- 3 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。
- 4 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第 7 条 天災地変、火災、盗難等その他不可抗力により生じた損害について、甲乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第 8 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し、使用しなければならない。
2 乙は自己又は乙の従業者等の故意又は過失により、本物件及び設備等を破損、滅失させ損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(乙の通知義務)

第 9 条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- (1) 乙の商号、代表者、組織に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人の住所、氏名、勤務先に変更が生じたとき。
- (3) 乙または連帯保証人が死亡または破産、解散したとき。
- (4) 1ヶ月以上、本物件を使用しない場合の不在期間および連絡先。
- (5) 出入口の鍵等を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(禁止事項)

第 10 条 乙は、本物件の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、甲の承諾があればこの限りではない。「この場合、特約事項にその内容を明記するものとする。」

- (1) 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用すること。
- (2) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (3) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- (4) 猛獣、毒蛇等の明かに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (5) 犬、猫その他ペット類を飼育すること。
- (6) 本物件の出入口の鍵を無断で変えること。
- (7) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (8) 大型の金庫その他ピアノ等の重量物を搬入し、又は備え付けること。
- (9) 配水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
- (10) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、楽器等の演奏その他の騒音で近隣に迷惑をかける行為。
- (11) その他、公序良俗に反する行為。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、本賃借権を第三者へ譲渡及び転貸をしてはならない。
2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、乙の事業の権利の譲渡または貸与等を行い、本物件内で第三者に事業をさせてはならない。

(立入り)

第 12 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認められるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し必要な措置を講じることができる。
2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第 13 条 乙が本物件の改造、除去等現状を変更しようとするときは、乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は甲の指定業者または甲の承認を得た業者にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去のとき、乙は原状回復して明渡さなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的に違反したとき。

(2) 第 3 条の賃料の支払を 1 ヶ月以上滞納したとき。

(3) 第 10 条 (禁止事項) のいずれかに違反したとき。

(4) 第 11 条 (賃借権の譲渡等の禁止) の規定に違反したとき。

(5) 反社会的集団 (暴力団、暴走族、過激な団体等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約期間内解約)

第 15 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

(契約の終了)

第 16 条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(明渡し)

第 17 条 乙は、本契約が終了する日までに (第 14 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取を請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭の請求をすることはできない。

4 乙の明渡し期日の遅延により甲に損害が発生した場合は、理由の如何に拘わらず乙は損害相当額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲及び乙は、第 1 項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯してその債務を負うものとする。

- 2 乙は連帯保証人が資格要件を欠くに至ったときには、甲に通知し甲の認める他の連帯保証人に変更しなければならない。

〔協議事項〕

第 19 条 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

〔管轄裁判所〕

第 20 条 本契約についての紛争処理は、甲の住所地を管轄する裁判所においておこなうものとする。

〔特約事項〕

保証金 第 4 条は、XXXXXXXXXX 抹消

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名押印の上、各々その一通を保有する。

平成22年10月19日

甲（貸貸人）

住所

堺市

氏名

TEL

乙（賃借人）

住所

大阪市

氏名

上村 太一

TEL

連帯保証人

住所

堺市

氏名

TEL

勤務先

TEL

乙との関係

貸付業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

TEL

取引主任者

氏名

登録番号

貸付業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

TEL

取引主任者

氏名

登録番号

ピュアウォーターサービス会員申込書

- ① ウォーターサーバー使用料 ¥ 〇 - を頂きます。
- ② ピュアウォーター5ガロン1本 2,000 - 1回の配達本数2本以上
(但し大阪市、堺市のみ その他の場所はスタッフにご確認下さい。)
- ③ ピュアウォーター3ガロン1本 ¥/300 - 1回の配達本数³本以上
(但し大阪市、堺市のみ その他の場所はスタッフにご確認下さい。)
- ④ サーバーメンテナンス1回 ¥3,000 (基本価格)
- ⑤ 配達場所が、申し込み時から変更される場合、事前に弊社までご連絡お願い致します。
(配達内容が変更になる場合がございます。)
- ⑥ 配達は、ご注文日より、弊社営業日3日以内でお届けいたします。
(時間指定などある場合は5日前までにご連絡お願い致します。)
- ⑦ サーバー使用期間中の故障は弊社が負担させて頂きますが、故障の原因がお客様の操作ミスと認められた場合及び、破損・紛失・盗難等につきましては、会員様の実費負担となります。
- ⑧ ピュアウォーターの使用本数が、年間24本以下の場合には使用中のサーバーを買い取りしていただきます。(3ガロンの場合年48本) 36本
不足分 ¥ [] にご請求させていただきます。
- ⑨ 申し込み日より2年間以内の解約はしない事をお約束願います。途中解約の場合も⑧同様違約金として ¥ [] 御請求させていただきます。 36
- ⑩ 特別キャンペーンとしまして、1年契約・年24本(3ガロンの場合年48本)ご使用を毎年して頂けるお客様、
は年1回のサーバーメンテナンスを無料でさせていただきます。 する しない で囲んで下さい。(サーバーメンテナンス時に契約の更新をお願いします。)
(この条件に満たない場合はメンテナンス料 ¥3,000 - にご請求させていただきます。

上記の事をご確認の上、署名捺印お願い致します。

平成29年 7月22日

〒590-0079

TEL 072-225-0445

住所 堺市堺区新町5-7

堺市議会議員 上村 太一

氏名



S/NO

株式会社アクオス 担当 []

サーバータイプ B17A

堺市北区北花田町3-37-14

フリーダイヤル 0120-250-032